

津別町 特定不妊治療費助成のご案内



津別町では不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減をはかるため費用の助成をスタートします

令和6年3月開始

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 治療終了時および申請時に夫婦のいずれかが津別町に住所を有する方
- 治療開始時の女性の年齢が43歳未満の夫婦（事実婚を含みます）
- 他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けていない方



対象になる治療

健康保険で受けた以下の治療が対象となります。（ただし、令和5年4月1日以降に開始した治療）

- 体外受精、顕微授精、男性の不妊手術

助成の回数

- 治療開始時の女性の年齢が40歳未満 → 1子ごとに通算6回まで
- 治療開始時の女性の年齢が40歳から43歳未満 → 1子ごとに通算3回まで

助成額

- 特定不妊治療に要した「医療費」、「調剤費」の自己負担分の全額
- 高額療養制度、その他の医療費減額制度の対象となる場合は、その残りの自己負担分全額
- 証明書の作成文書料、交通費、宿泊料は対象になりません



申請の方法 （令和6年3月10日までに終了した治療の申請は令和6年9月30日締切）

- 1回の治療が終了するごとに1回の申請が必要です。
- 治療が終了した日から6か月以内に申請をしてください。
- 必要な書類は次のとおりです。
 - 津別町特定不妊治療費助成交付申請書（津別町ホームページからダウンロード可）
 - 津別町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（同上）
 - 夫婦それぞれの健康保険証の写し
 - 高額療養費給付費限度額証の写し（該当する方のみ）
 - その他医療費軽減制度（付加給付額）の金額がわかる書類（該当する方のみ）
 - 事実婚関係に関する申立書（津別町ホームページからダウンロード可）
 - 夫婦の一方が町外在住の場合は夫婦の住所を確認できる書類

